

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成27年12月4日	
【会社名】	M R T 株式会社	
【英訳名】	MRT Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 馬場 稔正	
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号	
【電話番号】	03(3344)7517	
【事務連絡者氏名】	取締役 西岡 哲也	
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号	
【電話番号】	03(3344)7517	
【事務連絡者氏名】	取締役 西岡 哲也	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	392,310,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	270,000株	完全議決権株式であり、株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 平成27年12月4日に開催された取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	270,000株	392,310,000	196,155,000
一般募集			
計（総発行株式）	270,000株	392,310,000	196,155,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,453	726.5	100株	平成27年12月21日（月）		平成27年12月22日（火）

(注) 1. 全株式を第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

4. 払込期日までに割当先との間で総数引受契約を締結されない場合、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
M R T 株式会社 コーポレート本部	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 九段支店	東京都千代田区神田神保町二丁目4番

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
392,310,000	1,773,000	390,537,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額とは第三者割当増資に係る諸費用の概算額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、書類作成諸費用（約400千円）、登録免許税（約1,373千円）等の合計金額となっております。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額390,537千円については、医療人材紹介サービスの拡大及び新規サービス開発に充当する予定であります。具体的には、下記の投資を予定しております。

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
医療人材紹介サービスの拡大	24,537	平成28年1月から平成28年12月まで
新規サービスの拡充	294,000	平成27年12月から平成28年12月まで
合併会社への払込資本金	72,000	第三者割当増資後直ちに

- (注) 具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

医療人材紹介サービスの拡大

当社は、東京大学医学部附属病院の医師同士が代診を相互に紹介する互助組織活動にその淵源があり、結果、医師会員は1都3県（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）に集中しております。そのため1都3県におけるMRTの知名度は相当浸透し、強みを有していると考えております。一方で、1都3県以外の地域では、医師に対する当社の知名度は高いとはいえ、今後は、MRTというブランドを関東以外の地域に浸透させることにより、MRTの知名度の全国的な向上を図ることが今後において求められます。2015年度に入り、名古屋営業所、大阪営業所を立ち上げておりますが、これらの拠点を中心に関東、東海及び関西地域を含む全国規模への展開、業容の拡大を図るための資金を充当いたします。具体的に、(a)名古屋営業所及び大阪営業所拡大に伴う人材採用に係る人件費等（約6,000千円）、(b)九州地域への事業展開に向けた新規営業所開設に係る人件費、医師獲得及び知名度向上に向けた広告宣伝費（約18,537千円）であります。

新規サービスの拡充

当社は、「医療を想い、社会に貢献する。」の企業理念のもと、医療分野のみならず、セルフメディケーション、ヘルスケア分野を含めてITを活用した新たな価値サービスを開発しております。現在、一般消費者向け遠隔医療健康相談サービスである「ポケットドクター」のサービス提供開始に取り組んでおります。「ポケットドクター」提供開始にあたり、サービス認知に向けたプロモーション費用、被相談者である医師会員獲得費用及び医師報酬などサービス運営費（約94,000千円）に資金を充当いたします。

また、「ポケットドクター」のサービス向上、さらには将来の遠隔医療サービスに向けた機能強化及び付加サービスの追加開発投資（約20,000千円、株式会社エム・ピー・エスが提供する指先採血検査サービスを連携するためのシステム開発）、ならびにそれらに必要な技術を有する企業のM&A等（約180,000千円、株式会社エム・ピー・エスへの追加出資を含む）を実施するための資金に充当する予定であります。当社が独自で技術開発等を実施することは、長期に及ぶ開発期間を要し、顧客ニーズを含む外部環境の変化に対応することが出来ないリスクがあります。M&A等により、開発期間の短縮、開発コスト削減などを実現することができ、顧客ニーズに対応したサービスの提供あるいはサービスの向上を適時実施できるものと考えております。この金額は、機能強化及び付加サービスの追加開発2件程度を想定しており（過去に実施した資本提携2件、株式会社エム・ピー・エスとの指先採血検査サービスに係る資本提携、及び株式会社メドレーとの医師や医療従事者のネットワークを拡大、医療人材紹介サービスに係る資本提携の総額213,500千円と同等の規模）、将来の「ポケットドクター」のサービス向上に寄与するものと考えております。

本有価証券届出書提出日（平成27年12月4日）現在、具体的なM&A等は未定ではあります。将来、案件が具体化された場合には速やかな対応ができる体制を構築してまいります。今後、M&A等が決定した際には、適切な時期に開示を行ってまいります。なお、上記資金使途に充当するM&A等が行われない場合、当社独自の技術開発のための投資に充当する予定であります。

合弁会社への払込資本金

当社と割当予定先である株式会社アイフラッグとは、資本提携及び業務提携に関する基本合意ならびに合弁契約に基づき、合弁会社を設立いたします。本第三者割当増資は、資本提携及び業務提携ならびに合弁契約の一環として行われておりますが、医科歯科予約のコンテンツ作成に早急に取り組むため、本第三者割当増資実施に先行して、当社の運転資金の一部をもって払込資本金（72,000千円）の支払いを行い、平成27年12月9日付けで合弁会社を設立する予定であります。本第三者割当増資後に、当該払込資本金相当額を当社の運転資金の一部に充当いたします。なお、合弁会社に払い込まれた資金の用途は、歯科予約サイト製作費用（約40,000千円）、運営費用である人件費及び広告宣伝費（約32,000千円）を予定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

(a) 株式会社光通信

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社光通信	
	本店の所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第28期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月25日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 第29期第1四半期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月12日 関東財務局長に提出 第29期第2四半期 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月13日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(b) 株式会社アイフラッグ

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社アイフラッグ	
	本店の所在地	東京都港区芝公園二丁目4番1号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 園 博之	
	資本金	3,453百万円	
	事業の内容	ホームページソリューション事業、システム・メディアソリューション事業	
	主たる出資者及びその出資比率	(普通株式) 株式会社光通信：100%（平成27年10月31日現在） (A種優先株式) 株式会社光通信：100%（平成27年10月31日現在）	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(注) 1. 資本金の金額は、平成27年9月30日時点のものになります。

2. 株式会社アイフラッグは、平成27年10月1日付で株式会社光通信の連結子会社となっております。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、東京大学医学部附属病院の医師の互助組織としてスタートし、現在では、年間紹介件数10万件を超える医師のネットワークを構築する企業へと成長いたしました。その医師ネットワークをもとに、今般一般ユーザー向けサービスの拡充を考えており、その一環として、ユーザーと医療機関を繋ぐプラットフォームである医療機関の予約サービスの提供について検討を進めております。

一方、株式会社光通信及び株式会社アイフラッグ（以下、「光通信グループ」という）は、『E P A R K』のブランドで、飲食店・医科歯科・美容院の予約・送客サービスを展開しております。

当社は、当社の持つ医師、医療従事者及び医療施設等との広く強いネットワーク、医療業界における情報、信頼といったこれまでに築いてきたブランド力、光通信グループの持つ医科歯科の予約・送客サービスの運営実績、国内トップクラスの営業力・販売力、この両者の特徴を総合的に融合することにより当社が検討しております医療機関の予約サービスの提供、光通信グループが提供する予約・送客サービスの拡充が図られると考えております。

このような背景のもと、当社は、光通信グループの営業力・販売力を通じて、医療機関（医科歯科）の予約・送客サービス提供を実現できると判断し、株式会社アイフラッグと合併会社を設立することを決定いたしました。

そのため、当社は、『E P A R K』事業を展開している株式会社光通信及び株式会社アイフラッグとの継続的、安定的な関係を構築し、業務提携の効果をより高めるため、同2社を割当予定先として選定いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

株式会社光通信	当社普通株式	135,000株
株式会社アイフラッグ	当社普通株式	135,000株
合計		270,000株

(4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先である株式会社光通信及び株式会社アイフラッグによる当社株式の取得は当社との提携関係の強化を目的としたものであり、業務提携が継続することを前提とし、継続保有する方針である旨を口頭で確認をとっております。

なお、当社は、株式会社光通信及び株式会社アイフラッグから、本第三者割当増資により取得した当社株式に関し、払込期日から2年以内に全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約を受領する予定であります。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である株式会社光通信が、同社の四半期報告書（第29期）に記載されている第29期第2四半期に係る四半期連結貸借対照表（平成27年9月30日現在）から、本第三者割当増資に係る払込に必要な現金及び預金を保有していることを確認しております。

また、割当予定先である株式会社アイフラッグが、金融機関発行の残高証明書等から、本第三者割当増資に係る払込に必要な現金及び預金を保有していることを確認しております。

(6) 割当予定先の実態

(a) 株式会社光通信

株式会社光通信は、東京証券取引所市場第1部に上場しており、同社が提出したコーポレートガバナンス報告書（最終更新日：平成27年6月30日）に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況において、光通信グループの行動指針の一つとして、「反社会的組織や暴力団に関する心得及び行動基本方針」を定めており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で挑むことを掲げ、関係排除に取り組んでいることを確認しております。

以上のことから、当社は株式会社光通信並びにその役員及び従業員が反社会的勢力とは関係のないものと判断しております。

(b) 株式会社アイフラッグ

株式会社アイフラッグは、平成27年9月28日まで東京証券取引所JASDAQに上場しており（株式会社光通信を株式交換完全親会社、株式会社アイフラッグを株式交換完全子会社とする株式交換の実施により平成27年9月28日付けで上場廃止）、同社が提出したコーポレートガバナンス報告書（最終更新日：平成27年6月26日）に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況において、株式会社アイフラッグは、社会的責任ある企業として、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力を排除していくことが、社会共通の重要課題であることを認識し、反社会的勢力に対する関係排除に取り組んでいることを確認しております。さらに当社は、直接株式会社アイフラッグに対し面談・ヒアリングを実施した上で、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。

また、平成27年10月1日付で、株式会社光通信を株式交換完全親会社、株式会社アイフラッグを株式交換完全子会社とする株式交換の実施により、株式会社アイフラッグは、株式会社光通信の連結子会社となり、上記株式会社光通信の行動指針の適用を受けることを確認しております。

以上のことから、当社は株式会社アイフラッグ並びにその役員及び従業員が反社会的勢力とは関係のないものと判断しております。なお、「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠

本第三者割当増資における発行価額につきましては、割当予定先との協議の上、当社取締役会決議の結果、株式会社光通信、株式会社アイフラッグとの資本提携及び業務提携ならびに合併契約締結に関する取締役会決議の直前営業日（平成27年12月3日）から遡る直近1ヶ月間（平成27年11月4日から平成27年12月3日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均の額を基礎として踏まえ、1,453円といたしました。

直近1ヶ月間の当社株式の終値の平均値を採用した理由は、当社株式が市場における取引高が少なく、株価の短期的な変動が大きいため、一定期間の標準化された値を基準とすることにより、当事者の恣意性の余地のない客観的なものであると判断しております。なお、直近3ヶ月間あるいは直近6ヶ月間の当社株式の終値の平均値を採用しなかった理由として、本取締役会決議日の直前営業日から遡ること3ヶ月あるいは6ヶ月の期間に株式市場全体が不安定な値動をしており、値動が特異である状況を鑑みて、企業の客観的価値を反映していないと考えたため、それぞれ適当ではないと判断しました。

当該発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠した価額であり、合理的な価額であると認識しております。また、当該発行価額は、取締役会決議日の直前取引日（平成27年12月3日）の東京証券取引所における当社株式の終値1,521円に対して4.47%のディスカウント、直近3ヶ月間（平成27年9月4日から平成27年12月3日まで）の当社株式の終値の平均の額1,428円に対して1.75%のプレミアム、直近6ヶ月間（平成27年6月4日から平成27年12月3日まで）の当社株式の終値の平均の額1,550円に対して6.26%のディスカウントとなっております。上記観点から、当該発行価額は、合理的なものであり、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

なお、上記発行価額について、監査役4名全員（うち社外監査役4名）から、払込金額が割当予定先に特に有利ではないことに係る適法性に関する監査役の意見等を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による新規発行株式数270,000株（議決権数2,700個）は、平成27年9月30日現在の発行済株式総数の11.59%に相当します。

しかしながら、本第三者割当増資は、株式会社光通信及び株式会社アイフラッグとの資本提携及び業務提携ならびに合併会社設立による事業拡大を目的として実施され、さらには、ヘルスケア分野を含めて新規のサービス開発を推進することで、将来の収益拡大による企業価値向上が期待されるものであると考えております。

したがって、当社は、上記を勘案して、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社富田医療研究所	東京都渋谷区恵比寿西一丁目18番3号	600	25.76	600	23.08
富田 兵衛	東京都渋谷区	430	18.48	430	16.56
富田 留美	東京都渋谷区	160	6.87	160	6.16
馬場 稔正	東京都練馬区	140	6.01	140	5.39
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号			135	5.19
株式会社アイフラッグ	東京都港区芝公園二丁目4番1号			135	5.19
小川 智也	東京都豊島区	75	3.22	75	2.89
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	32	1.39	32	1.24
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	30	1.30	30	1.16
白藤 昭武	福井県南条郡南越前町	20	0.86	20	0.77
西川 潔	東京都目黒区	20	0.86	20	0.77
計	-	1,508	64.74	1,778	68.4

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権の割合」は、平成27年9月30日現在の株主名簿の株式数を基準として記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「所有株式数」に、本第三者割当増資により割り当てられる株式数を加えた株式数によって算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】**第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】**1 重要な影響を及ぼす事象**

該当事項はありません。

2 事業等のリスク

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第16期）及び四半期報告書（第17期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年12月4日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

3 設備計画の変更

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」については、本有価証券届出書提出日（平成27年12月4日）現在、次のとおりとなっております。

(1) 新設等

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額		資金調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後の増 加能力等
			総額 （千円）	既支払額 （千円）		着手	完成	
本社 （東京都新宿区）	医療人材紹介	ソフトウェア	141,820		自己資金	平成27年 4月	平成29年 3月	注（2）

（注）1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2．医師ネット紹介サービスの運営強化であります。計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

4 臨時報告書の提出について

組込情報である有価証券報告書（第16期）の提出日（平成27年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成27年6月30日提出の臨時報告書）

（1）提出理由

当社は、平成27年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

（2）報告内容

株主総会が開催された年月日
平成27年6月25日

決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- (a) 現行定款第2条（目的）において事業目的を追加し、併せて整理及び号数の変更を行うものであります。
- (b) 現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都渋谷区に変更するものであります。

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役として、島田栄治、西岡哲也を選任するものであります。

（3）決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成（反対）割合（％）	
第1号議案	16,464	89	-	（注）1	可決	98.97
第2号議案						
島田 栄治	16,464	90	-	（注）2	可決	98.97
西岡 哲也	16,464	90	-		可決	98.97

（注）1．第1号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2．第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

（4）株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

（平成27年12月4日提出の臨時報告書）

(1) 提出理由

当社は、平成27年12月4日開催の取締役会において、特定子会社の異動に係る決議をいたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

- (a) 名称 MRT NEO株式会社
 (b) 住所 東京都渋谷区神南1-18-2 フレーム神南坂3階
 (c) 代表者の氏名 井島 郁子
 (d) 資本金 60,000千円
 (e) 事業の内容 医科歯科の予約・送客サイトの運営 他
 （ユーザーと医療機関（医科歯科）を繋ぐプラットフォームの提供）

（注） 各項目の記載内容は、本新設会社の設立時に予定されているものであります。なお、設立時期は、平成27年12月9日を予定しております。

当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

- (a) 当社の所有に係る特定子会社の議決権の数
 異動前
 異動後 1,440個（予定）
 (b) 特定子会社の総株主等の議決権に対する割合
 異動前
 異動後 60%（予定）

当該異動の理由及びその年月日

- (a) 異動の理由
 当社は、平成27年12月4日の取締役会において、株式会社アイフラッグと合併で上記子会社を設立することを決議いたしました。当該子会社の資本金の額は、当社の資本金額の100分の10以上に相当するため、特定子会社に該当することとなります。
 (b) 異動年月日
 平成27年12月9日（予定）

5 資本金の増減

資本金の増減について 後記「第四部 組込情報」の第16期有価証券報告書に記載された資本金及び資本準備金は、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成27年6月26日～平成27年12月4日	465	228,705	465	188,705

（注） 新株予約権の権利行使による増加であります。

6 自己株式の取得状況等

該当事項はありません。

7 最近の業績の概要

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第16期)	自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日	平成27年8月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第17期第2四半期	自 至	平成27年7月1日 平成27年9月30日	平成27年11月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 6 月25日

M R T 株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 賢一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 向井 誠
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているM R T 株式会社（旧会社名 株式会社メディカルリサーチアンドテクノロジー）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、M R T 株式会社（旧会社名 株式会社メディカルリサーチアンドテクノロジー）の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、M R T株式会社（旧会社名株式会社メディカルリサーチアンドテクノロジー）の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、M R T株式会社（旧会社名株式会社メディカルリサーチアンドテクノロジー）が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月12日

M R T株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 賢一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向井 誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているM R T株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第17期事業年度の第2四半期会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、M R T株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。